議　長	事務局長	係　長	係	合　議

令和７年４月１４日

中標津町議会議長　後　藤　一　男　様
中標津町議会議員　平　山　光　生　様

中標津町長　西　村　　穣

一般質問経過回答書

下記のとおり一般質問の経過について回答します。

一般質問通告	令和３年１２月定例会	通告 No.	7
通告質問事項	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入について		

令和３年１２月定例会における一般質問、通告７における答弁後の経過について回答いたします。

住民の意見・要望について、集約の難しさもあり実施には至っておりませんが、想定される住民サービス窓口である、戸籍、公住、医療現場、等における要望や個別案件につきましては、これまで具体的な要望や問い合わせは無いことから、制度導入の想定や検討が進んでいない状況です。

本来であれば国の法制度の整備や、広域住民サービスとして都道府県単位での対応が望ましいと考えておりますが、帯広市・北見市・釧路市などが制度を導入し、自治体間連携ネットワークにより、制度利用者が転入転出した際に、引き続き行政サービスが受けられるよう対応するなど、先進的な取り組みが行われております。

同性婚を認めないことが違憲として先月、大阪高裁において判決が出たことで、札幌、東京、福岡、名古屋を含め５つの高裁で違憲との判断も下され、今後最高裁によって統一判断が示される見通しであり、本町としましては、引き続き国の動きを注視しつつ、調査研究を行うと共に、全庁的に具体的な事務事業の調査を進めてまいります。

中標津町 受 7.4.14 付 議会事務局

議長	事務局長	係長	係	合議

議会事務局
受付

中標津町 受付 7.3.21 議会事務局

令和　　年　　月　　日

中標津町長　　西　村　　穣　　様

中標津町議会議長　後　藤　一　男

中標津町議会議員　５番　平　山　光　生

一般質問経過回答依頼書

下記の一般質問の経過回答を依頼します。※議員は事務局に提出

一般質問通告	令和３年１２月定例会	通告 No.	7
通告質問事項	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入について		
答弁者	町長	回答期日	7年4月15日

（特記事項）

制度導入に当たっては、若い方に限らず広く家族や学校、企業においても、このような考え方が浸透する取り組みも重要であり、その上でＬＧＢＴなどの調査研究も含めながら、パートナーとして認定後、婚姻相当の関係として中標津町において公的サービス、民間サービスを含め、実際に何ができるかを考え制度に反映していくことで、性的少数派の人々が利用したいと思う制度にしていくことも必要と考えております。制度制定に当たっては、住民の意見・要望を踏まえ、町の体制整備も含め検討してまいりたいと考えております。という答弁をいただいていますが、その後中標津町でできる制度はどのようなことで、町の体制整備と導入についてどのように検討されているのでしょうか。

○議長（後藤一男君）　通告７、１番、平山光生議員。

○１番（平山光生君）　１番、平山光生です。パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入について質問させていただきます。現在新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株が日本にも上陸し再び緊張感が広がっています。感染症対策として個人や企業をはじめ、病院でも様々な対策をとっていただいていますが、その一つとして、町立中標津病院では令和２年５月から入院患者様との面会を全面禁止となっています。大切な家族の顔が見られると安心ができるのですが、それが叶わない今、せめて病状だけでも先生から直接話を聞きたいと思ったとき、婚姻関係が法的に認められていないパートナーをはじめ、家族の方はその願いを叶えることができません。他にも婚姻関係が公的に認められていないパートナーは、入院や手術の同意書にサインができないことや、公営住宅に入れないこと、保険の受け取り人になれないなど、様々な制約が課されてしまいます。

しかし、他の自治体では家族で過ごす時間が増えている今、家族と幸せな生涯をともに送るための多様な家族の在り方を認める制度があります。戸籍上は同性であるカップル、または様々な事情により婚姻することができない、あるいは婚姻という形を選ばない事実婚のカップルに対して、地方自治体が婚姻と同等のパートナーシップであることを承認するパートナーシップ制度、その制度をパートナーの親や子供についても対象を広げ家族として認めるファミリーシップ制度です。多様性を認め合い、人権を尊重する社会を作る中で多くの自治体が取り組み始めている制度であり、また、当事者たち自身が受け入れられているという気持ちを持てるという意味でも大きなメリットのある制度です。渋谷区と世田谷区で始まったパートナーシップ制度は、2021年９月時点では118の自治体が導入し、６月末の時点で2018組のパートナーが交付を受けています。全ての町民の皆様が住みやすさナンバーワンのまちと感じていただけることに繋がる制度だと考えますが、制度の導入について町長の意見をお聞かせください。

○議長（後藤一男君）　町長。

○町長（西村穣君）　平山議員御質問のパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入につきまして御答弁申し上げます。まず、日本には法的に同性同士の婚姻が認められていないことから、ＬＧＢＴなどのカップルにつきましては、平山議員御指摘のとおり、相続やパートナーの手術の際、同意書にサインできない、保険の受取人になれないなど婚姻しているような関係にもかかわらず、様々な制約が課せられています。このカップルを婚姻相当の関係にあると公的に認めていくのがパートナーシップ制度でありまして、婚姻とは違いますが、自治体が独自に規定し２人の関係性を認めるという形になっております。この制度は平成27年に東京都渋谷区、世田谷区で制度化され、全国に広がりを見せておりまして、北海道では平成29年に札幌市が初めて制度化し、来年の４月には函館市が導入を目指しており、帯広、北見においても検討がされている状況でございます。

パートナーシップ制度導入は導入した実態に限らず、広く社会におけるＬＧＢＴの理解を促進するという意味では、病院の面会に関しての規制緩和、公営住宅の入居、賃貸契約や生命保険の受け取り、クレジットカードの家族カードの作成、家族として会社の福利厚生を利用するなどメリットも増えており、重要な意義をもたらしている一方、当事者が直面する困難や差別偏見の解消という観点からは大きな限界となっており、法制度の整備による抜本的な対策対応が必要とも指摘されているところでございます。

中標津町におきましては、現在直接的なニーズはございませんが、全国的には８％の割合で存在すると言われております。今学校の教育においてもジェンダーの学習は進んでおり、また報道の影響等もあり多様性な性について知ること、理解することは昔と違って、若い方

ほど受け入れやすい状況にあるとかと感じております。制度導入に当たっては、若い方に限らず広く家族や学校、企業においても、このような考え方が浸透する取り組みも重要であり、その上でＬＧＢＴなどの調査研究も含めながら、パートナーとして認定後、婚姻相当の関係として中標津町において公的サービス、民間サービスを含め、実際に何ができるかを考え制度に反映していくことで、性的少数派の人々が利用したいと思う制度にしていくことも必要と考えております。

制度制定に当たっては、住民の意見・要望を踏まえ、町の体制整備も含め検討してまいりたいと考えております。第７期総合計画でも人権の尊重と男女平等参画社会の形成として、それらの浸透とジェンダーの平等が図られ、だれもが幸福な生活を営むことができる社会を目指すことを掲げており、当事者たち自身がこの町に受け入れられているという気持ちを持ち続けられるような形のあり方を、今後、国や北海道、他自治体の動向も参考にしながら、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○１番（平山光生君）　以上で質問終わります。

１２　一般質問

（１）一般質問の提出期限は、議長の定めた日の正午までとする。
（２）質問の要旨は文章で通告し質問の内容は質問原稿のコピーでも可とする。
（３）傍聴者用等の要旨は一問につき 150 文字以内で作成し(1)で定めた日までに事務局へ原則データで提出する。
（４）質問の順序は議長が定める。（通常は通告順）
（５）質問は一問一答方式とし、原則「再々質問」までとする。
（６）議会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して反問することができる。
（７）質問項目は、概ね３項目以内とする。
（８）一般質問の内容は、常任委員会及び特別委員会で所管部局等と審査・協議中の内容は質問しないこととする。ただし議長または議会運営委員会で特に認めた場合は除く。
（９）議員は、答弁内容に応じその後の状況を把握するものとし、必要があると認める時は、経過の文書回答を求めることができるものとする。
(10) 町長等は経過の文書回答をする時は、当該議員及び議長に回答するものとする。